

## 介護保険法に基づく基準の見直し

## 資料4-3

※斜線は、基準の変更部分

## 要 檢 討 基 準

①指定介護老人福祉施設の人員・設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第39号)			②指定介護老人福祉施設の人員・設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日老企第43号)			事務局での分類	法律系 での類型	備考	他の介護保険施設等の 基準	(建築・消防関係) 関係法令及び条例等	朱印	規則	要綱	視点
条項号	対象事項	項目	記号	具体的な内容・事項										
<b>第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</b>														
	第二節 設備に関する基準	ユニット型												
(設備)	イ 居室	4 居室	4	ユニット型指定介護老人福祉施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。 ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別な事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも認める。なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たさなければならない。 イ 入居定員が10人を超えるユニットにあっては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。 ロ 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。	ウ	都独自の基準案がある。	参酌すべき基準	ユニットの入居定員に幅をもたせることにより、建築面積を有効活用することが可能ではないか。15人程度のユニットの定員数でもケアの質は保たれるのではないか。	老健 おおむね10人以下(特養と同じ規定) ケアハウス 10程度 認知症GH 5人以上9人以下			一 事業者の都合により一方的に2人部屋とする(同室させる)ことは認められないこと。 二 画一的な居室設計ではなく、ストレッチャーの移動や二方向介助などに支障のない重複の要介護者のケアにも対応できる広さの居室を設けるなど、入居者の介護度の状態に合わせた居室設計に配慮すること。 三 家具の持ち込み等により、居室に近い居住環境の中でケアを行うため、いかにも作りつけの然とした家具の設置はなるべく避けたほうがよいこと。 四 望ましい設備として以下のものがある。 ・車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室内から開けられること) ・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド ・衣服収納の収納スペース ・部屋ごとの冷暖房設備 ・テレビ視聴の設備・電話配線 ・横になった状態で照明、空調を手元でコントロールできるスイッチ		A C
														D
	口 共同生活室	5 共同生活室	5	①共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならぬ。このためには、次の2つの要件を満たす必要がある。 イ 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていくこと。 ロ 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることができる備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。	イ	今後、所管課において検討が必要	参酌すべき基準	既存の建物を改修して特別養護老人ホームを整備した場合、建物の形状からどうしてもユニットを通してしか通れない配置となってしまう場合がある。	老健 特養と同じ ケアハウス・認知症GH (特に基準面積なし)			一 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。ただし、建物及び土地の形状の制約がある場合は、この限りではない。 二 共同生活室は、キッチンを含めて居室3室程度の広さが望ましいこと。 三 望ましい設備として以下のものがある。 ・食器棚・冷蔵庫・電子レンジ・共同生活室付近で手を洗える設備・食事スペース・ドリビングスペース(くつろぐことができるテーブル、椅子、ソファなど)の双方・車椅子用のシンクや調理台		D
				② 共同生活室の床面積 共同生活室の床面積について「標準とする」とされている趣旨は、居室の床面積について上記(4)の[5]にあるのと同様である。	イ	今後、所管課において検討が必要	参酌すべき基準				基準に同じ		E	
	40 1	(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。		ユニット型特別養護老人ホームにあっては、多数の入居者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。 ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコープを設けることなどにより、入居者、従業者等がそれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。 このほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の幅について、第3の2左進田する場合において、第3の	イ	今後、所管課において検討が必要	参酌すべき基準	地域密着型特養 廊下1.5m 中廊下1.8m(さらに緩和規定あり) 老健 特養と同じ 他の施設については、従来型の記述参照		従来型での廊下の記述を参考	廊下の幅は、一・五メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とする。		D	
	40 4	廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とする。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあっては、一・八メートル以上)として差し支えない。												